

奈良県教育委員会

週報

第2382号

令和4年4月7日発行

目 次

(件 名)	(宛 先)	(主管課)	(頁)
令和4年度週報発行予定表		企画管理室	1
行事参加等共通仕様書		企画管理室	2
奈良県教育委員会委員の異動について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 公 立 学 校 (園) 長 学校以外の各県立教育機関の長	企画管理室	3
令和4年度福利厚生事業に参加する場合の職員の職務に専念する義務の特例について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 公 立 学 校 (園) 長 学校以外の各県立教育機関の長 県教委事務局各課・室(所)長	福利課	4
令和4年度学校学生生徒旅客運賃割引証の交付申請について	各 公 立 中 ・ 高 等 学 校 長 各 公 立 義 務 教 育 学 校 長 各 特 別 支 援 学 校 長	高校の特色づくり推進課	7
管理職「人権教育」研修講座の開催について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 公 立 学 校 長	人権・地域教育課	12
令和4年度第1回高等学校卒業程度認定試験の実施について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 中 ・ 高 等 学 校 長 各 義 務 教 育 学 校 長 各 中 等 教 育 学 校 長 各 特 別 支 援 学 校 長	人権・地域教育課	14
令和4年春の交通安全県民運動の実施について	各 市 町 村 教 委 教 育 長 各 学 校 (園) 長	健康・安全教育課	18

(次の週報は、令和4年4月21日(木)発行の予定です。)

令和4年度週報発行予定表

月	週 報 発 行 日		
4 月	7 日 (木)	2 1 日 (木)	2 8 日 (木)
5 月	1 2 日 (木)	2 6 日 (木)	
6 月	9 日 (木)	2 3 日 (木)	
7 月	7 日 (木)		
8 月	4 日 (木)	2 5 日 (木)	
9 月	8 日 (木)	2 2 日 (木)	
1 0 月	6 日 (木)	2 0 日 (木)	
1 1 月	<u>2 日 (水)</u>	1 7 日 (木)	
1 2 月	1 日 (木)	1 5 日 (木)	
1 月	5 日 (木)	1 9 日 (木)	
2 月	2 日 (木)	1 6 日 (木)	
3 月	2 日 (木)	1 6 日 (木)	

※ 週報は、原則隔週木曜日発行とします（アンダーラインは水曜日）。

行事参加等共通仕様書

(参加基本様式)

参加申込書				
_____年 月 日				
_____ 殿				
所 属 _____				
所属長 _____				
下記のとおり申し込みます。				
職 名	氏 名	(A)	(B)	(C)

◎ 参加基本様式記入上の注意

- 1 用紙の大きさは、A 4判又ははがきとします。
- 2 アンダーラインの箇所は、必ず記入してください。
 - ① 研究会・研修会・大会等の名称を「参加申込書」の前に記入してください。
 - ② 宛先は、「殿」の前に「県立教育研究所長、〇〇研究会長、奈良県教育委員会事務局 〇〇課長、〇〇室長」などを記入してください。
- 3 表の中の項目で使用しないものについては、記入欄は空白のままにしておいてください。
なお、週報に掲載された通知等の文書の項目を必ず確認してください。

各市町村教委教育長 }
 各公立学校（園）長 } 殿
 学校以外の各県立教育機関の長 }

奈良県教育委員会教育長

奈良県教育委員会委員の異動について（通知）

このことについて、下記のとおり異動がありましたのでお知らせします。

記

職 名	区 分	氏 名	備 考
委 員	新	伊 藤 美奈子	令和4年4月1日就任
委 員	旧	高 本 恭 子	令和4年3月31日退任

< 異 動 後 の 構 成 >

職 名	氏 名
教 育 長	吉 田 育 弘
教育長職務代理者	花 山 院 弘 匡
委 員	上 野 周 真
委 員	伊 藤 忠 通
委 員	田 中 郁 子
委 員	伊 藤 美 奈 子

教 福 第 1 号
令和 4 年 4 月 7 日

各市町村教委教育長
各公立学校（園）長
学校以外の各県立教育機関の長
県教委事務局各課・室（所）長

） 殿

奈良県教育委員会教育長

令和 4 年度福利厚生事業に参加する場合の職員の職務に 専念する義務の特例について（通知）

このことについて、教職員の福祉の増進を図るため別表に掲げる事業を実施するにあたり、県教育委員会事務局及び県立の教育機関並びに県立学校の教職員については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 26 年 3 月奈良県条例第 6 号）第 2 条第 2 号の規定に基づき、職務に専念する義務が免除されるので通知します。

なお、市町村教育委員会所管の教職員につきましても、これに準じた御配慮をお願いします。

【別表】

事業名	実施機関	実施（予定）日	職専免の範囲	内容等
人間ドック (1日及び2泊 3日コース)	共済組合 互助組合 共催	令和4年6月 ～令和5年3月	受診に要する 3日以内の日 (再検査は任命 権者に確認)	共済組合員及び互助組合員 の希望者を対象に人間ドッ クを実施する。
※特定保健 指導	共済組合	令和4年4月 ～令和5年3月	受診に要する 2日以内の日	40歳以上の共済組合員を 対象に健診後の保健指導を 実施する。
器官別検診 (子宮頸がん検 診及び乳がん 検診)	共済組合	令和4年7月 ～令和5年3月	受診に要する 1日	共済組合員の女性希望者を 対象に検診を実施する。
脳ドック	共済組合 互助組合 共催	令和4年6月 ～令和5年3月	受診に要する 1日	40歳以上の共済組合員及 び互助組合員の希望者を対 象に脳ドックを実施する。
ストレスドック	共済組合 互助組合 共催	令和4年6月 ～令和5年3月	受診に要する 1日	共済組合員及び互助組合員 の希望者を対象にストレス ドックを実施する。
健康づくり セミナー	共済組合	令和4年7月 ～令和5年3月	事業実施に要 する1日	共済組合員を対象に実技を 含めた健康づくりセミナー を実施する。
こころの相談室	共済組合	令和4年4月 ～令和5年3月	必要と認めら れる期間	共済組合員を対象に面接に よる相談を実施する。
メンタルサポ ート(心の健 康相談)	共済組合	令和4年4月 ～令和5年3月	必要と認めら れる期間	共済組合員を対象に面接に よるメンタル相談を実施す る。
森林浴体験	共済組合	令和4年7月 ～令和4年12 月	事業実施に要 する1日	共済組合員を対象に健康増 進やリラックスを目的とし たプログラムを実施する。

ライフプラン 講習会	共済組合	令和4年7月 ～令和4年8月	事業実施に要 する1日	共済組合員を対象に教職員の健康及び生涯設計を促進するため講習会を実施する。
退職者説明会 (ライフプラン講習会)	共済組合	令和5年1月 ～令和5年3月	事業実施に要 する1日	共済組合員を対象に退職後の年金及び健康保険に関する制度の理解を深め生涯設計を促進するため講習会を実施する

※共済組合は職員健診や人間ドック等の健診結果により、保健指導該当者を抽出し実施する。

各公立中・高等学校長
各公立義務教育学校長
各特別支援学校長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

令和4年度学校学生生徒旅客運賃割引証 の交付申請について（通知）

このことについて、下記事項に注意の上、令和4年4月28日（木）までに交付申請書及び使用に関する調書を提出してください。

記

- 1 令和4年度の学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の取扱期間は、令和4年5月1日から令和5年4月30日までとする。
- 2 申請については、令和3年度の使用枚数を勘案した上、令和4年度の使用計画を検討し申請書（第1号様式）及び使用に関する調書（第1号様式別紙）を提出すること。
- 3 交付希望のない学校においても、令和3年度の実績があれば、使用に関する調書のみを提出すること。
- 4 学割証の使用目的の範囲は、原則として次の場合に限られる。
 - （1） 休暇、所用による帰省
 - （2） 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
 - （3） 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
 - （4） 就職又は進学のための受験等
 - （5） 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
 - （6） 傷病の治療、その他修学上支障となる問題の処理
 - （7） 保護者の旅行への随行

5 学割証の発行について

(1) 学校の代表者は、学割証を学生又は生徒（以下「学生等」という。）に発行するときは必要事項を記入して職印を押し、学割証発行台帳に契印を押しの上で発行すること。

(2) 新たに入学する学生等に対する学割証の発行は、本人が入学手続きを完了し、学生証を本人に交付した後であれば、入学する以前であっても発行することができる。ただし、乗車券の有効開始日は入学する月の初日以降に限る。

この場合、発行年月日の記入のほか学割証表面余白に「〇年〇月〇日から有効」の例により、有効開始日を朱書きすること。

(3) 卒業する学生等に対する学割証の発行は、卒業する月の末日まで行うことができる。

この場合、卒業する月の3か月前以降に学割証を発行するときは、学割証表面余白に「〇年〇月〇日まで有効」の例により、学年の終期を朱書きすること。

なお、卒業により使用資格が無くなった場合でも、その乗車券の有効開始日が学年の終期までの日である場合に限って、その有効期間中は使用できる。

(注)「学年の終期」とは学年の終わる月の最後の日をいう。

(4) 乗車船区間欄及び乗車券の種類欄を訂正する場合は、訂正箇所を抹線し、記名本人の認印又は自署（サイン）で訂正することができる。

その他、発行者が記入する事項については、発行者の職印を押しして訂正することができる。

6 学割証出納簿及び学割証発行台帳の整備について

(1) 学校の代表者は、学割証の出納及び交付については、学割証出納簿及び学割証発行台帳を備えつけ、出納及び交付の状況を常に明らかにしておくこと。

(2) 学割証出納簿及び学割証発行台帳の書式は次のとおりとする。

・学割証出納簿

発行年月日	受入れ	払出し	残存枚数	取扱者印	代表者印	記事
		以	下	略		

・学割証発行台帳

発行年月日	学割証番号	使 用 者		契 印	記 事
		部 科 学 年	氏 名		
		以	下	略	

7 その他、学割証の取扱いについては、平成18年4月11日付け事務連絡で配付している「学生割引のてびき」（西日本旅客鉄道株式会社発行）を参照すること。

8 提出先及び問い合わせ先

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

県教育委員会事務局高校の特色づくり推進課総務係 大谷

TEL 0742-22-1101（内線 5255）

0742-27-9849（直通）

FAX 0742-23-4312

*なお、昨年度より第1号様式における押印欄を廃止し、押印不要としているためFAXまたはE-mailのみでの提出も可能とする。

第1号様式別紙

学校学生生徒旅客運賃割引証使用に関する調査

学 校 名

担 当 者 名

作成年月日

1 令和3年度学割証使用実績見込み (R3.5.1~R4.4.30)

受 入 状 況		使 用 状 況		
区 分	数 量	目 的	数 量	一人当たりの枚数
1. 繰越枚数	枚	1. 帰 省	枚	枚
2. 2年度分	枚	2. 正 課 教 育	枚	枚
3. 追 加 分	枚	3. 正課外教育活動	枚	枚
		4. 就 職 ・ 受 験	枚	枚
		5. 見 学	枚	枚
		6. 傷 病 治 療	枚	枚
		7. 保護者旅行随伴	枚	枚
		8. 廃 紙	枚	枚
計	(A) 枚	計	(B) 枚	枚
R4.4.30現在保管枚数 (予定) (C)=(A)-(B) 枚				
備 考	一人当たりの枚数は、R3.5.1現在在籍者数で除してください			

2 令和4年度学割証使用計画 (R4.5.1~R5.4.30)

目 的	使 用 枚 数 (予 定)		備 考
	数 量	一人当たりの枚数	
1. 帰 省	枚	枚	一人当たりの枚数は、 R4.5.1現在在籍者予定 数で除してください。
2. 正 課 教 育	枚	枚	
3. 正課外教育活動	枚	枚	
4. 就 職 ・ 受 験	枚	枚	
5. 見 学	枚	枚	
6. 傷 病 治 療	枚	枚	
7. 保護者旅行随伴	枚	枚	
8. 廃 紙	枚	枚	
計	(D) 枚	枚	

3 学生・生徒数

R3.5.1現在在籍者数	R4.5.1現在在籍予定数 (見込)	備 考

(注) 交付申請枚数は (D) - (C) の枚数になります。

各市町村教委教育長 } 殿
各 公 立 学 校 長 }

奈良県教育委員会教育長

管理職「人権教育」研修講座の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係教職員の参加についてよろしくお願ひ
します。

記

1 目 的

「人権教育の推進についての基本方針」に則り、「人権教育推進プラン」に沿った人権教育
を推進していくための組織的・計画的な取組についてのスキルを身に付けるとともに、人権尊
重の視点に立った学校経営の在り方についての知識・理解を深める。

2 日時及び会場

令和4年5月20日（金）

13：30～16：30

県立教育研究所 磯城郡田原本町秦庄22-1

3 参加対象者

県内公立学校の管理職（各校1名） ※奈良市立の学校からの参加を除く

4 日程・内容等

《全体会》

13：30～13：40 開会行事

13：40～15：20 講演 「管理職として自校の人権教育をどのように進めるか」

講師 大阪教育大学 名誉教授 森 実 氏

《校種別分散会》

15：30～16：20 講義 「人権尊重の視点に立つ学校づくりの具体化に向けて」

講師 奈良県人権教育研究会事務局

奈良県高等学校人権教育研究会事務局

16:20～16:30 閉会行事

5 参加申込み

下記の参加申込フォームに必要事項を入力し、令和4年5月6日（金）までに送信すること。

URL <https://forms.gle/CfFjmmjVhhedFDND6>

※ 右記QRコードからも参加申込フォームへのアクセスが可能



6 問合せ先

県教育委員会事務局人権・地域教育課 人権教育係

TEL 0742-27-9858

7 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症の状況により、内容を変更又は中止する場合がある。
- (2) 午前10時現在、気象警報が田原本町に発表されている場合、研修講座を中止する。なお、田原本町以外の地域に気象警報が発表されている場合、研修講座は開催するが、勤務校の気象状況等に応じて、適切に対応すること。

各市町村教委教育長
各中・高等学校長
各義務教育学校長
各中等教育学校長
各特別支援学校長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

令和4年度第1回高等学校卒業程度認定試験の実施について（通知）

このことについて、下記のとおり実施されますので、関係者に周知されるようお願いします。

記

1 趣 旨

高等学校卒業程度認定試験（以下「認定試験」という。）は、様々な理由で、高等学校を卒業できなかった者等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験である。

2 実施主体

認定試験は、各都道府県教育委員会、関係省庁及び関係機関の協力を得て、文部科学大臣が行う。

3 受験資格

認定試験を受けることができる者は、令和5年3月31日までに満16歳以上になる者とする。ただし、大学入学資格を有している者は除く。

4 試験科目

試験科目は以下のとおりとする。

教 科	試 験 科 目
国 語	国 語

地理歴史	世界史 A 又は世界史 B のうちから受験者の選択する 1 科目及び日本史 A、日本史 B、地理 A 若しくは地理 B のうちから受験者の選択する 1 科目
公民	現代社会 1 科目又は倫理及び政治・経済の 2 科目
数学	数 学
理科	科学と人間生活及び物理基礎、化学基礎、生物基礎又は地学基礎のうちから、受験者の選択する 1 科目の合計 2 科目、又は物理基礎、化学基礎、生物基礎若しくは地学基礎のうちから受験者の選択する 3 科目
外国語	英 語

なお、合格に必要な科目数は、選択した科目により 8 科目から 10 科目とする。

合格に必要な科目数	公民の試験科目	理科の試験科目
8 科 目	現代社会	科学と人間生活を含む 2 科目
9 科 目	現代社会	「基礎を付した科目」から 3 科目
	倫理及び政治・経済	科学と人間生活を含む 2 科目
10 科 目	倫理及び政治・経済	「基礎を付した科目」から 3 科目

※「基礎を付した科目」とは、物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎の 4 科目である。

5 受験案内配布期間及び配布場所

令和 4 年 4 月 4 日（月）～ 5 月 9 日（月）

①県庁東棟 2 階人権・地域教育課、②県立教育研究所事務局窓口、③県文化会館、④県橿原文化会館で配布

①・②は土曜日、日曜日及び祝日を除く 8：30～17：00

③は休館日を除く 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

※休館日：月曜日（その日が休日の場合、翌日以降の平日）

④は休館日を除く 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

※休館日：木曜日（その日が祝日又は休日の場合、翌日以降の平日）

6 願書受付期間

令和4年4月4日（月）～5月9日（月）（5月9日消印有効）

7 出願方法

受験案内に添付してある封筒を使用し、文部科学省宛てに書留で郵送する。持参による願書受付は原則として行わない。

8 試験実施期日

令和4年8月4日（木）・5日（金）

9 時間割

時 間		月 日	
		8月4日（木）	8月5日（金）
①	9:30～ 10:20	物 理 基 礎	倫 理
②	10:50～ 11:40	現 代 社 会 政 治 ・ 経 済	日本史A又は日本史B 地 理 A又は地 理 B
	11:40～ 12:40	昼 食 ・ 休 憩	
③	12:40～ 13:30	国 語	世界史A又は世界史B
④	14:00～ 14:50	英 語	生 物 基 礎
⑤	15:20～ 16:10	数 学	地 学 基 礎
⑥	16:40～ 17:30	科学と人間生活	化 学 基 礎

10 試験方法

主として多肢選択による客観式の検査方法による出題とし、解答はマークシート方式による。

11 試験会場

王寺町やわらぎ会館（王寺町王寺2丁目1番18号）

12 合格発表

令和4年8月30日（火）（結果通知発送予定）

発表の方法は、直接本人宛ての通知をもって行うこととし、全科目合格者には合格証書を、一部科目合格者には科目合格通知書を送付する。

各市町村教委教育長 }
 各学校（園）長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

令和4年春の交通安全県民運動の実施について（通知）

令和4年春の交通安全県民運動は、「令和4年春の交通安全県民運動奈良県実施要綱」に基づき4月6日（水）から4月15日（金）までの10日間実施されることとなりました。

今回の運動は、『交通事故のない やすらぎの 大和路づくり ～大和の交通マナーを高めよう～』をスローガンに「子供を始めとする歩行者の安全の確保」、「歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上」「自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保」「二輪車、原付車の交通事故防止（奈良県重点）」を運動の重点としています。また、運動の各重点が全県下において統一的に実施されるように「県内統一デー」が設定されています。

実 施 日	実 施 事 項
4月 6日（水）	子供を始めとする歩行者の安全確保推進デー
4月 7日（木）	二輪車、原付車の交通事故防止推進デー（奈良県重点）
4月 8日（金）	歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上推進デー
4月10日（日）	交通事故死ゼロを目指す日（全国一斉）
4月11日（月）	自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保推進デー

つきましては、下記事項に留意の上、これらの運動を推進し、各学校等における交通安全教育の一層の充実を図るようお願いします。この際、新型コロナウイルス感染症の拡大防止など、児童生徒等や参加者の健康と安全を守ることに十分留意してください。また、昨年6月に発生した千葉県八街市における下校中の児童が死傷する交通事故を受けての通学路合同点検で把握した対策必要箇所を含め、警察や道路管理者等と連携を取って、道路交通安全環境の整備を図り、通学路の交通安全確保に努めていただくようお願いします。

1 児童生徒等に対する交通安全教育の推進

(1) 交通安全教育の推進

ア 学校においては、体育科・保健体育科や特別活動はもとより、各教科においてもその特質に応じて安全に関する指導を行うよう努めることにより、学校の教育活動全体を通じた計画的な指導を充実させること。また、児童会・生徒会活動等における自主的な交通安全活動を助長するように配慮し、児童生徒の交通安全に対する関心や意識を高めること。特に、夕暮れ時や夜間における視認性の低下や交通量の増加などの危険を踏まえ、明るい目立つ色の服装や反射材用品の視認性向上効果などを認識させる交通安全教育を図ること。

その際、歩行中における児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死亡・重傷事故が多いなど）について理解させたり、児童生徒が高齢者などの世代が違う人々と共に交通安全教育を受ける場を設けたりするなど、世代間交流にも配慮することとし、歩行者の交通ルール遵守の徹底を図ること。

また、障害のある幼児児童生徒については、個々の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、並びに地域の実態に十分配慮すること。

イ 学校における交通安全指導については、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」、リーフレット「クイズでまなぼう！たいせつないのちとあんぜん」（いずれも文部科学省作成）などを活用し、指導の充実を図ること（参考：学校安全ポータルサイト<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>）。

特に、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においては、幼児等が交差点で信号待ちをしている際の注意の払い方、道路の歩行と横断の仕方、路上遊戯の危険性などについて繰り返し指導を行い、安全な行動が身に付くように努めること。

ウ 学校においては、帰宅後においても学校で指導したことが正しく守られ、実践されるよう家庭との連携に努めること。特に小学校1年生が、登下校時の安全について保護者と話し合う機会を設けられるよう、学校から配布したリーフレット「クイズでまなぼう！たいせいつないのちとあんぜん」の活用について周知すること。

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校等においては、PTA、地域子ども会、関係機関・団体等の協力を得て、児童生徒等と保護者が一緒に学ぶ交通安全教室等を開催し、踏切や道路における安全な通行方法などについて具体的に理解させること。また、保護者に対しては、運転者には歩行者保護の観点から横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務があることや運転中のスマートフォン等の使用等の危険性、飲酒運転や妨害運転等悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が依然として社会問題に

なっていること等を周知すること。

(2) 安全な道路交通環境づくりの促進

ア 教育委員会においては、通学路の交通安全の確保のため、各市町村で策定されている通学路交通安全プログラム等に基づく取組を引き続き推進し、地域において学校、警察、道路管理者等の関係機関が密接に連携し、地域ぐるみで子供の安全を見守る体制を構築すること。

また、同プログラムに基づく通学路の点検に当たっては、子供の視点に配慮するとともに、地域の実情を踏まえて行うこと。把握した危険箇所については、昨年6月に発生した千葉県八街市における下校中の児童が死傷する交通事故を受けての通学路合同点検で把握した対策必要箇所を含め、警察や道路管理者等と連携を取って、道路交通安全環境の整備を図り、通学路の交通安全確保に努めること。

イ 教育委員会においては、路上遊戯等による交通事故の防止対策の一環として、校庭、学校体育施設、社会体育施設等の開放を行うなど、地域全体で児童生徒等の活動の場の確保に努めること。

その際、不審者などの侵入防止に必要な措置を講ずるなど、児童生徒等の安全管理に配慮をすること。

ウ 学校の周囲における交通安全対策を推進するため、教育委員会、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においてはスクール・ゾーン等の設定を推進するとともに、地域の警察等と協力して、スクール・ゾーン内における歩行者用道路の拡大や自動車の交通規制の強化等を促進し、当該地域内における児童生徒等の交通事故防止を積極的に推進すること。

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校等においては、通学路等の交通安全総点検・安全マップの作成等を実施し、児童生徒等の目線による通学路等における危険箇所の把握と解消に努めること。

その際、交通安全の観点のみならず、登下校時の児童生徒等の犯罪被害防止等にも配慮すること。

(3) 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車等の安全な利用

ア 自転車の安全な利用については、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日付け中央交通安全対策会議交通対策本部決定）を周知徹底すること。

また、小学校、中学校及び高等学校において、自転車安全教室の開催を通じて、夕暮れ時や夜間における反射材用品等の取付け促進、前照灯の点灯の徹底、点検整備について指導するほか、自転車の安全な利用や正しい駐輪の仕方などを周知し、安全かつ正しい走行及び交通ルールの遵守を促して、児童生徒が自主的に安全な行動ができるように指導すること。特に、信号の遵守や交差点での一時停止、車道の左側通行等自転車の通行方法、歩

道通行時における歩行者の優先、二人乗り及び並進の禁止、傘差し等の片手運転やスマートフォン及びイヤホンを使用しながらの運転の危険性について周知徹底を図ること。

イ 自転車の利用者が加害者となる交通死亡事故や高額賠償事案の発生等を踏まえ、児童生徒等やその保護者等に対する各種保険制度の周知に努めること。

ウ 原動機付自転車及び自動二輪車等の利用については、高等学校において、保健体育科及び特別活動を中心とした交通安全教育を一層充実させるとともに、原動機付自転車・自動二輪車による事故の防止及び無謀運転の追放のため課外指導等の充実を図り、家庭、関係機関・団体等との連携の下に、適切な指導に努めること。また、多くの高校生が近い将来、自動車運転免許を取得する現状に鑑み、運転免許を取得する以前から、交通事故（飲酒運転・無免許運転、あおり運転などの悪質性・危険性が高い運転を含む。）の責任等を理解させ、運転者として備えておくべき安全意識を醸成する教育を行い、これを基礎として、免許取得時の教育とあいまって、運転者に必要な資質の涵養を図ること。

（４） シートベルトの正しい使用及びヘルメットの着用の徹底等

ア 児童生徒・保護者に対し、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用義務の周知及び着用の徹底を図ること。

イ 幼児児童に対し、自転車乗車時における乗車用ヘルメット着用を徹底するとともに、中学生・高校生に対しても、自転車乗車時における乗車用ヘルメットの着用を促進すること。

ウ 保護者に対し、チャイルドシートの使用及び幼児二人同乗用自転車の安全利用並びに幼児児童の自転車乗車時における乗車用ヘルメット着用に関する正しい理解を促進すること。

2 大学生等に対する交通安全教育の推進

大学、高等専門学校等においては、交通ルールの遵守と交通マナーの習得・向上を図るため、学生の自転車や二輪車・自動車の事故・利用状況等の実態に応じ、警察等の関係機関・団体等と連携し、交通安全指導の一層の充実を図ること。

3 高齢者等に対する交通安全教育の推進

地域においては、生涯にわたる交通安全教育の推進を図る観点から、高齢者及び青少年・成人を対象とした学級・講座等における学習活動、青少年団体、女性団体、PTA等の社会教育関係団体による実践活動並びに社会教育施設における事業などを通して、地域住民の交通安全に関する学習を奨励すること。

特に、交通事故死亡者数全体に占める高齢者の割合が高いこと及び高齢運転者による重大交通事故の発生などの情勢を踏まえ、高齢者に対し、参加・体験・実践型の交通安全に関する学習の促進を図るように努めること。また、高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発や、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発等にも努めること。

4 その他

4月は新入学（園）の時期であるため、この機を捉えた新入学児童（園児）に対する交通安全教育、街頭指導等についても十分配慮すること。

奈良県教育委員会事務局

健康・安全教育課 健康教育係

TEL：0742-27-9862

FAX：0742-22-3995